



発行日	令和6年9月20日
発行元	環境建設部環境政策課
TEL	0824-72-1398
FAX	0824-72-5517
mail	kankyo-seisaku@city.shobara.lg.jp

雑紙も大切な資源となります！

雑紙（紙類）が可燃ごみとして排出されているケースが見受けられます。雑紙もリサイクルすることで、燃やすことなく温室効果ガスを削減できます。リサイクルできる紙類かどうか、今一度確認してみてください。皆様のご協力をお願いします。

■リサイクルできる紙類の例

・折り込みチラシ



・包装紙



・紙袋



・封筒



・はがき



・ダイレクトメール



・学校配布のプリント



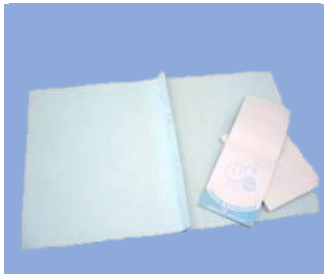
・ノート



・使用済みコピー用紙



・メモ用紙、紙製ファイル



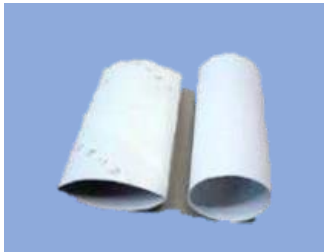
・ティッシュ箱、お菓子箱、おもちゃ等の紙箱



・カレンダー



・トiletペーパーの芯



※ ファイル・バインダー・カレンダーなどの金具やダイレクトメール等のビニール包装は取り外しましょう

裏面：リサイクルできない紙類と異物

リサイクルできない紙類と異物

古紙に混ざるとトラブルや不良品の原因になります。

古紙に混ぜない(出さない)で、可燃ごみに出してください。

■リサイクルできない紙類の例

・臭いのついた紙、芳香紙



(香水など試供品の台紙)

・汚れた紙



(洗剤や線香の箱)



(食べ物や油が付着した紙)



(使用済みペーパータオル)

・粘着物



(シール)

・圧着はがき



・カーボン紙、ノカーボン紙



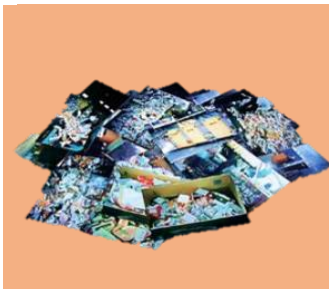
(複写伝票)

・感熱紙



(レシート)

・印画紙



(写真)

・アルミ箔の紙



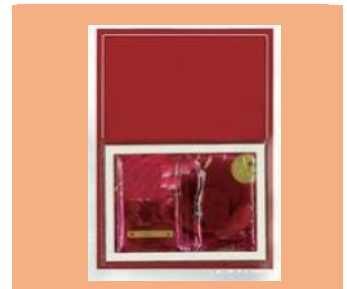
(カップ麺のふた)

・防水加工された紙



(紙コップ・紙皿)

・雑誌などの付録



(プラスチック類など)

・アイロンプリント紙



・詰め物の紙



(緩衝材)

・感熱性発泡紙



(点字印刷物:絵柄)



(点字印刷物:地図)